5/23 福井

秘書の会社賃料 支部肩代わりか

維新・石井議員が代表 交付金から3年179万円

日本維新の会の石井章参院議員(比例)が代表を務める政党支部「茨城維新の会」が2019~21年、石井氏秘書の経営企業が入った茨城県取手市内の建物の賃料を「事務所費」に計上、政党交付金から計約179万円を支出していたことが22日、分かった。政治資金に詳しい神戸学院大の上脇博之教授は「秘書が支払うべき賃料の肩代わりとなり、選挙区内の寄付を禁じる公選法違反の恐れがある」と指摘する。

政党交付金使途報告書などによると、賃料を支払っている建物は支部設立時の事務所。同支部は「主たる事務所」を18年12月に別住所に移している。石井氏側は、転居した後も借り続けているとし、「不適切な処理はない」との認識を示した。

事務所費が支払われていたのは「取手市片町244」の建物。壁面には秘書が経営する保険代理会社の大きな看板が掲げられている。駐車場脇には「石井章事務所」との看板もあるが、不動産業者によると、貸している1階には保険代理会社と、同じく秘書が代表の介護サービス会社が入居。両社はこの住所が登記上の本社となっている。

取材に対し、会計責任者も務める石井氏の秘書は「茨城維新として事務所を借り、駅立ちの旗を置いたり、あいさつ回りの拠点にしたりする政治活動の場所に、僕が間借りをしているかたちだ」と話した。石井氏側には事務所使用実態に関して複数回の質問をしたが、明確な回答はない。

上脇教授は、仮に事務所機能があるとしても、秘書企業の賃料も負担していることになるとして「明らかに税金の私物化。公選法で禁止された寄付に当たる恐れもある。説明責任を果たすべきだ」と指摘している。

政党助成法は「交付金は国民の信頼にもとることのないよう使用しなければならない」と明記。維新の内規は使途に関し「原則として支部登録をした事務所1カ所のみ充当できる」と定めている。

同支部の「主たる事務所」がある建物の所有者には、石井氏が代表の別の政治団体「日本維新の会参議院比例区第4支部」の政党交付金から賃料が支払われている。

政党支部「茨城維新の会」の代表を務める日本維新の会の石井章参院議員＝2022年7月、茨城県取手市

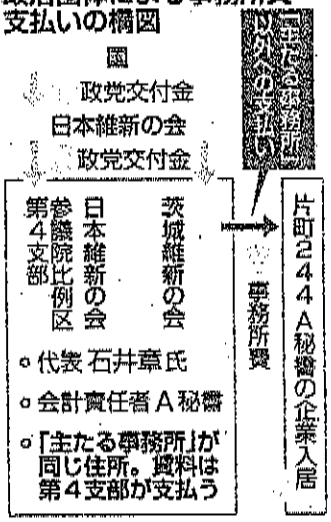

私企業への支援明白

全国市民オンブズマン連絡会議の事務局長新海聡弁護士の話　政党交付金は政治活動の自由が尊重され、使途は細かく制限されていない。だが、今回の件の支出は政治活動に必要な取引とは思えず、明らかに私企業に対する経済的支援だ。政党助成法が定める本来の趣旨と外れるのは明らかで、税金を使った買収の疑惑を持たれるのは当然だ。私利私欲を満たす運用は許されない。早急に実態を明らかにすべきだ。